

記念保護樹木の制度の概要

1 指定の目的

(北海道自然環境等保全条例から関係部分抜粋)

第23条 知事は、由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを記念保護樹木として指定することができる。

※北海道環境審議会への諮問（北海道自然環境等保全条例第23条第2項、第14条第3項より）
記念保護樹木の指定及び指定の解除について、知事はあらかじめ、関係市町村長及び北海道環境審議会の意見を聞かなければならない。

2 指定の要件

(道自然環境保全地域等(記念保護樹木含む。以下同様)の指定等に係る事務取扱いについてより関係部分編集)

記念保護樹木は、次により指定するものとする。

由緒由来がある樹木又は住民に親しまれている樹木であって、単独又は小集団で生育しているものであること。

3 指定解除の要件(道自然環境保全地域等の指定等に係る事務取扱いについて)

道自然環境保全地域等については、次に該当するときに指定の解除を行うものとする。

- (1) 災害等により道自然環境保全地域等が損壊され、現状に復することが著しく困難と認められる場合。
- (2) 道自然環境保全地域等において、現状を変更する行為を行うことがやむを得ないものであり、かつ、指定の目的を維持することが困難と認められる場合。

※どのような場合に「やむを得ない」と認めるか、その判断基準については特段の規定がないため、これまでの運用では概ね次の観点から行為の内容、その理由等について検討し総合的に判断している。

項 目	根 拠（北海道自然環境等保全条例より）
<ul style="list-style-type: none"> ・国土の保全その他の公益との調整 	第8条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の経済的事情 	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上 	第61条 道自然環境保全地域又は環境緑地保護地区等に関する規定の適用に当たっては、当該地域等に係る住民の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。